**平成２２年（フ）第１６２４号**
京都市下京区富小路通五条上る本神明町406番地　コーポ大耋２―Ｄ
債務者　田中美知子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６５４号**
京都市伏見区石田森南町34番地　都市公団醍醐石田団地30―205
債務者　鷲岡　香奈
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６００号**
兵庫県芦屋市浜町９番26号
債務者　黒滝典子こと　呉　　典子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７０２号**
兵庫県西宮市今津山中町６番５号
債務者　坂本成紀こと　林　　成紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７０３号**
兵庫県西宮市今津山中町６番５号
債務者　坂本　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７７５号**
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目61番地の１ロジュマンストクイン202
債務者　小方　愛貴
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７９７号**
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の６
債務者　星山賢徹こと　呉　　炫喆
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８３０号**
兵庫県尼崎市名神町１丁目１番７号
債務者　横田　菊江
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８４４号**
兵庫県西宮市津門綾羽町３番32号　ソレイユ綾羽201号、前住所兵庫県西宮市越水町３番２―102号
債務者　佐久間由佳
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１６１号**
鳥取県米子市西福原４丁目７番25号
債務者　小泉　　清
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第１３０号**
広島県三原市宗郷３丁目12番18号
債務者　大西　弘晃
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第１３１号**
広島県三原市久井町和草1168番地
債務者　高田　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第４７８号**
愛媛県松山市中西外665番地
債務者　池田眞智子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第４６４号**
大分県別府市大字鶴見4108番地の７
債務者　村上　忠夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第３７８号**
宮崎市清武町今泉2761番地１
債務者　新田万由美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３９３号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1386番地２
債務者　西﨑　初男
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４１２号**
宮崎県児湯郡都農町大字川北20079番地１
債務者　中村　徳彦
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４１３号**
大分県豊後大野市緒方町下自在501番地、前住所宮崎市昭和町147番地
債務者　江川由美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　宮崎地方裁判所破産係